

訪問型サービス(独自) サービスコード表(令和7年4月1日～)
本市の訪問型サービスの指定又は更新を受けた事業者が使用します。

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位
種類	項目					
A2	1111	訪問型独自サービスⅠ	イ 訪問型サービス費(独自)(Ⅰ)	事業対象者・要支援1・2(週1回程度)	1,176	1月につき
A2	2111	訪問型独自サービスⅠ日割		事業対象者・要支援1・2(週1回程度)	39	1日につき
A2	1211	訪問型独自サービスⅡ	ロ 訪問型サービス費(独自)(Ⅱ)	事業対象者・要支援1・2(週2回程度)	2,349	1月につき
A2	2211	訪問型独自サービスⅡ日割		事業対象者・要支援1・2(週2回程度)	77	1日につき
A2	1321	訪問型独自サービスⅢ	ハ 訪問型サービス費(独自)(Ⅲ)	要支援2(週2回を超える程度)	3,727	1月につき
A2	2321	訪問型独自サービスⅢ日割		要支援2(週2回を超える程度)	123	1日につき
A2	C211	訪問型高齢者虐待防止未実施減算Ⅰ	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 訪問型サービス費(独自)(Ⅰ)	12 単位減算	-12 1月につき
A2	C220	訪問型高齢者虐待防止未実施減算Ⅰ日割		事業対象者・要支援1・2(週1回程度)	1 単位減算	-1 1日につき
A2	C212	訪問型高齢者虐待防止未実施減算Ⅱ		ロ 訪問型サービス費(独自)(Ⅱ)	23 単位減算	-23 1月につき
A2	C213	訪問型高齢者虐待防止未実施減算Ⅱ日割		事業対象者・要支援1・2(週2回程度)	1 単位減算	-1 1日につき
A2	C214	訪問型高齢者虐待防止未実施減算Ⅲ		ハ 訪問型サービス費(独自)(Ⅲ)	37 単位減算	-37 1月につき
A2	C215	訪問型高齢者虐待防止未実施減算Ⅲ日割		要支援2(週2回を超える程度)	1 単位減算	-1 1日につき
A2	D211	訪問型独自業務継続計画未策定減算Ⅰ	業務継続計画未策定減算	イ 訪問型サービス費(独自)(Ⅰ)	12 単位減算	-12 1月につき
A2	D220	訪問型独自業務継続計画未策定減算Ⅰ日割		事業対象者・要支援1・2(週1回程度)	1 単位減算	-1 1日につき
A2	D212	訪問型独自業務継続計画未策定減算Ⅱ		ロ 訪問型サービス費(独自)(Ⅱ)	23 単位減算	-23 1月につき
A2	D213	訪問型独自業務継続計画未策定減算Ⅱ日割		事業対象者・要支援1・2(週2回程度)	1 単位減算	-1 1日につき
A2	D214	訪問型独自業務継続計画未策定減算Ⅲ		ハ 訪問型サービス費(独自)(Ⅲ)	37 単位減算	-37 1月につき
A2	D215	訪問型独自業務継続計画未策定減算Ⅲ日割		要支援2(週2回を超える程度)	1 単位減算	-1 1日につき
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	二 初回加算		200 単位加算	200 1回につき
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上加算Ⅰ	ホ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100 単位加算	100 1月につき
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200 単位加算	200 1月につき
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算Ⅰ	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10% 減算	1月につき
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算Ⅱ		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 15% 単位減算	1月につき
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算Ⅲ		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の 12% 単位減算	1月につき
A2	6102	訪問型サービス口腔連携強化加算	ヘ 口腔連携強化加算		50 単位加算	50 月1回限度
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ト 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 245/1,000 加算	1月につき
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 224/1,000 加算	
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 182/1,000 加算	
A2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の 145/1,000 加算	

※「ト 介護職員等処遇改善加算」は、区分支給限度基準額の算定対象外となります。